

# 別府市 補装具一覧表

令和5年4月1日時点

種目	対象者
義肢（義手、義足）	肢体不自由の人
装具	肢体不自由の人
視覚障害者安全つえ	視覚障がい者（児）（難病患者等の場合は同程度の視覚障がいの者）
義眼	視覚障がい者（児）で、義眼の装着により容姿の改善が得られる者
眼鏡 （矯正眼鏡・コンタクトレンズ）	視力障がいの認定を受けていて、使用により視力の向上が見込まれる者（難病患者等の場合は同程度の視力障がいの者）
眼鏡（遮光眼鏡）	視覚障がい者（児）のうち、以下の要件をいずれも満たす者 a 羞明を来していること b 羞明の軽減に、遮光眼鏡の装用より優先させる治療法がないこと c 補装具費支給事務取扱指針に定める眼科医による選定、処方であること ※難病患者等については、身体障害者手帳を要件としない
眼鏡（弱視眼鏡）	視力障がいの認定を受けている者（難病患者等の場合は同程度の視力障がいの者）また、高倍率（3倍率以上）の弱視眼鏡の対象者は、職業上、教育上、真に必要なものであること。
補聴器（高度難聴用）	聴覚障がい者（児）のうち、おおむね聴力レベルが90dB未満
補聴器（重度難聴用）	聴覚障がい者（児）のうち、おおむね聴力レベルが90dB以上（原則両耳、身体障害者手帳3級程度）
人工内耳	人工内耳装用者のうち医師が当該人工内耳用音声信号処理装置の周囲が必要であると判断している者。 ※人工内耳については、人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ支給の対象。

種目	対象者
車椅子	歩行障がいがあつて義肢・装具等の他の補装具によつても移動が困難な者若しくは難病患者等
電動車椅子	<p>学齡児以上であつて、次に該当する障がい者等であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度の下肢機能障がい者等であつて、電動車いすによらなければ歩行機能を代替できないもの。</li> </ul> <p>※大分県では現状、肢体不自由のみの身体障がい者について、新規の判定の場合は、身体障害者手帳に上肢及び下肢（又は体幹）の障がいの記載があることを最低限の電動車いす費支給対象の条件となっています。（平成21年2月27日身相1991号大分県身体障害者更生相談所長通知より）</p>
重度障害者用意思伝達装置	<p>重度の両上下肢及び音声・言語機能障がい者であつて、重度障害者用伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者。難病患者等については、音声・言語機能障がい及び神経・筋疾患である者。</p>
座位保持装置	体幹及び四肢の機能障がいにより座位姿勢を保持する能力に障がいがある者。
歩行器	肢体不自由、内部障がいのある者で、歩行器によらないと歩行が困難なもの。
歩行補助つえ	体幹若しくは肢体の身体障がい者で歩行補助つえがなければ、歩行が困難なもの。
座位保持椅子	長時間座位姿勢をとることができない身体障がい児又は自力で座位姿勢を保持できない身体障がい児。
起立保持具	体幹機能障がい等がある身体障がい児で、立位が困難な者。
頭部保持具	障がいの状況により頭部の安定を図ることが困難な身体障がい児。
排便補助具	座位による排便が困難な身体障がい児。

\*対象者については、概要を記載しています。種類によってより細かい要件が定められている場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。